

議案第 99 号

墨田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 25 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

スポーツ及び文化に関する事務について、区長部局において行うこととするため、区長が当該事務を管理し、及び執行することを定める必要がある。